

地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～7
全国市長会提出資料	全国市長会	8～28
全国町村会提出資料	全国町村会	29～32

地方分権改革に関する提案募集に係る意見

H27.8.28

全国知事会

- 平成26年から新たに導入された「提案募集方式」等による事務・権限の移譲等を内容とする第5次地方分権一括法が成立し、地方分権改革が力強く前進していることを高く評価。
- 各府省第1次回答では提案内容を対応困難や今後検討とされたものが多く、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
- このほか、個別項目への当会としての意見の概要は以下のとおり。

- **都道府県から市町村への権限移譲の提案 … 12件**〈重点事項7件〉 **について移譲の提案を支持**
 - ～ このうち1件は勧告通り、11件は加えて移譲の提案を受け入れるもの
- **国から都道府県への権限移譲の提案 … 14件**〈重点事項4件〉 **について移譲を求める**
 - ～ このうち2件はハローワーク、6件は「空飛ぶ補助金」見直しの提案
- **義務付け・枠付けの見直しの提案 … 26件**〈重点事項16件〉 **について見直しを求める**
 - ～ このうち12件は勧告未実施分、12件は勧告対象外のもの
- **その他**（国庫補助負担金の要件緩和、地方公共団体の事務改善、事業者等に対する規制緩和等）**の提案 … 18件**〈重点事項5件〉 **について見直しを求める**

※分類は当会の判断によるものであり、内閣府の分類と必ずしも一致しない。件数は提案件数ベースだが、同趣旨の提案が複数なされているものもある。

都道府県から市町村への権限移譲の提案について

○市町村との役割分担の観点から、12件〈重点事項7件〉について移譲の提案を積極的に支持。

・勧告通りの移譲の提案を受け入れるもの。・・・1件

(提案事項)

・砂利採取計画の認可事務等(砂利採取法)・・・市町村

・加えて、市町村との役割分担の観点から移譲の提案を受け入れるもの。・・・11件

(提案事項)

- ・診療所の病床設置等に係る許可(医療法)[3件]・・・指定都市【重点事項】
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)・・・指定都市【重点事項】
- ・介護支援専門員業務に係る指導監査事務(介護保険法)・・・指定都市・中核市【重点事項】
- ・緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権及び届出等の事務(工場立地法)[2件]・・・町村【重点事項】
- ・医療費助成制度の実施(難病の患者に対する医療等に関する法律)・・・保健所設置市
- ・指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告・命令等(障害者総合支援法)・・・中核市
- ・土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し(土地区画整理法)[2件]・・・指定都市

国から都道府県への権限移譲の提案について

- 14件<重点事項4件>について国からの移譲を求めめる。
- 特に移譲を求めてきた以下の事務・権限については、改めて全国知事会の提言の実現を求めめる。

➤ 無料職業紹介（2件）

- …ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべき。
- …地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要。

➤ 地域交通（1件）

- …路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲するべき。

○いわゆる「空飛ぶ補助金」関連提案6件<重点事項2件>について見直しを求めめる。

- **中小企業支援のほか、農林水産業支援、まちづくり、文化振興等、地域の振興に資するものは、地方自治体を実施する事業と連携を図り、効果を最大限に発揮することができるよう、自由度をできるだけ高めただけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付することを求めめる。**

(提案項目)

- ・創業支援に関する事務・権限の都道府県への移譲(創業・第二創業促進補助金募集要項)[2件] 【重点事項】
- ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務の権限移譲(耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱)
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の都道府県への移譲(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領)[2件]
- ・中小企業再生支援に関する事務の移譲等(産業競争力強化法)

○このほか、5件<重点事項2件>について全国知事会として都道府県への移譲を求めめる。

(提案項目)

- ・医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)[2件] 【重点事項】
- ・保安林の指定・解除権限(森林法)[2件]
- ・経営発達支援計画の認定、変更等に係る権限(小規模事業者支援法)

義務付け・枠付けの見直しの提案について（1/2）

○これまで約1000条項の見直しが実現し、一定の進展があるが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。

○これを踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止し、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図るべき。

○この考え方に沿って、26件〈重点事項16件〉について見直しを求めらる。

義務付け・枠付けの見直しの提案について（2 / 2）

・勧告の未実施分に係る提案であり、勧告通りの見直しを求めるもの。・・・12件

(提案項目)

- ・朝・夕の時間帯における保育所の保育士配置定数の緩和(児童福祉法)【重点事項】
- ・訪問看護ステーションの開業要件の緩和(介護保険法)【重点事項】
- ・保健所長の医師資格要件の特例の期間延長(地域保健法)【重点事項】
- ・都道府県の土地利用基本計画の策定・変更に係る大臣への協議の事後報告等への変更(国土利用計画法)[3件]【重点事項】
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和(水質汚濁防止法)【重点事項】
- ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(高齢者の居住の安定確保に関する法律)【2件】
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、単独の訪問看護に準じた報酬単価の見直し、オペレーターの資格要件の緩和等(介護保険法)[2件]
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可手続の見直し(瀬戸内海環境保全特別措置法)

・勧告対象外のものに係る提案であるが、勧告の趣旨に沿った見直しを求めるもの。・・・12件

(提案項目)

- ・空き家の利活用や都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における規制緩和(旅館業法)[3件]【重点事項】
- ・地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の弾力化等(社会福祉法)[2件]【重点事項】
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和(都市公園法)【重点事項】
- ・一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定、代理申告を可能とする(公営住宅法)[2件]【重点事項】
- ・公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任(公営住宅法)【重点事項】
- ・学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和(学校保健安全法)
- ・認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和(介護保険法)
- ・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和(生産緑地法)

※その他の2件は、勧告で存置許容されているが、知事会としても見直しを求めるもの。(提案項目)基準病床数の算定にあつての都道府県知事の裁量の拡大(医療法)[2件]

全てに共通して国に対処を求めめる事項

- 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求めめる。
 - ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルカール等の範囲内とすること。
 - ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
 - ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。
- 政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求めめる。
 - ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
 - ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり財源(人件費相当額を含む。)の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
 - ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
 - ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
 - ・ 各府省からの第1次回答において現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

第20回地方分権改革有識者会議・ 第19回提案募集検討専門部会 合同会議（H27.3.19） 平井議員提出資料（抜粋）

1 地方からの提案に対する対応について

提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証・説明責任を国もしっかりと果たすという姿勢が必要です。

また、全国一律の権限移譲が困難である場合には「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域的な観点での権限行使の必要性を理由に移譲が認められなかった権限について、広域連合へ移譲することについても検討することを求めます。

5 重点事項以外の提案に対する対応について

地方分権改革有識者会議などの場で十分に議論される事項、いわゆる重点事項として扱われなかった事項について、内閣府と関係府省間での調整に終始するのではなく、具体的な支障事例が提示されたような提案については、各府省によるヒアリングの実施や、場合によっては地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で処理するなど、結果に対する納得性を高めるよう努めるべきです。